

# はしがき

本書を企画した TH 会は平成 4 年（1992 年）1 月、今は亡き平川忠雄先生と現在名誉顧問である安部勝一先生（当初の世話人代表）が、公益財団法人日本税務研究センターの支援を受けて立ち上げた資産税を中心とする租税判例研究会です。

当初は 16 名の会員でスタートし（現在は 26 名）、今年で 32 年目になります。

30 年前というと携帯電話が普及し始め、マウスで操作できるパソコンやノートパソコンが登場した時代です。今日のデジタル分野の飛躍的な技術の進化は、当時では想像もできませんでした。特に注目を集めている人工知能（生成 AI）が、今後経済取引や労働環境に大きい影響を与えていくことは間違ひありません。

税法においても所得の把握においてその影響を受けてくるでしょう。

所得には、反復的・継続的な取引から生ずるものもあれば、偶発的又は一時的に生じたものもありますが、デジタルを活用した新たな働き方による所得も生まれてきています。

所得税は、発生形態に応じて所得を 10 種類に分類し、原則として超過累進税率を適用して税額を計算するわけですが、10 種類のいずれに該当するかについては、税法あるいは事実認定において納税者側と課税庁側との間で判断ないしは解釈に相違を生ずることが少なからずあります。

この場合、納税者は、課税庁側と争う決意をした時は、審査請求→訴訟へと段階を踏んで訴えを提起していくことになります。

本書は、こうした納税者が提起した過去の争訟を紐解き、国税不服審判所や裁判所がいかなる所得と判断したのか、その判断基準（考え方）を所得区分ごとに紹介することを目的として執筆されたものです。

本書の構成は、各章において最初に、所得区分ごとに定義、所得金額の計算等の説明を述べていますが、ねらい（メイン）はその後の争訟事例紹介です。

働き方の多様化により、所得の発生形態も複雑になり、所得区分の境界がきわめて判断しにくいケースはますます多くなってくるでしょうし、将来人工知能が人間の知能を超える時点とされるシングュラリティ（技術的特異点）が実現した経済社会では、いったいどのような形態の所得が生まれているのでしょうか。その将来は間もなくやってきます（予想されていた2045年よりもっと早まるだろうといわれています）。

デジタル社会の急激な進化の中で、実務における所得区分の判断には、これまで以上に論理的な思考が求められてくるでしょう。

本書で紹介する過去の争訟事例での判断基準（考え方）が、読者のみなさんの「所得区分」を判断する際の論理的思考の一助となれば幸いです。

最後に、本書の出版に当たり㈱日本法令出版部の竹渕学様には資料提供などで大変なご尽力を賜りました。TH会会員一同感謝を申し上げます。

令和6年10月

TH会会話人代表 上原 顕

## 目 次

### 第1章 所得税の基礎知識

I 納税義務者	2
① 居住者の課税所得の範囲	2
(1) 非永住者以外の居住者／2	
(2) 非永住者／2	
② 非居住者の課税所得の範囲	2
II 納 稅 地	3
① 国内に住所がある者	3
② 国内に住所はないが居所がある者	4
③ 納税地の特例	4
(1) 納税地の選択／4	
(2) 死亡した者の確定申告をする場合／4	
III 非課税所得	4
IV 青色申告制度	6
① 青色申告の役割	6
② 青色申告者の帳簿書類とその保存	7
③ 青色申告の特典	7
(1) 青色申告特別控除／7	
(2) 青色事業専従者給与／8	
(3) 貸倒引当金（一括評価）／8	
(4) 純損失の繰越しと繰戻し／8	
(5) 青色申告承認申請書の提出期限／8	

### 第2章 所得金額の計算

I 所得金額の計算の仕組み	12
---------------	----

<b>II 所得の区分</b>	12
① 利子所得	12
② 配当所得	12
③ 不動産所得	14
④ 事業所得	14
⑤ 給与所得	14
⑥ 退職所得	14
⑦ 山林所得	14
⑧ 譲渡所得	15
⑨ 一時所得	15
⑩ 雜所得	15
<b>III 収入金額・必要経費の計算</b>	16
① 収入金額の計算	16
② 必要経費の計算	17
(1) 収入金額に対応する必要経費／	17
(2) 上記(1)以外の必要経費／	17
<b>IV 課税方式</b>	18
① 所得税の課税方式	18
(1) 総合課税／	18
(2) 申告分離課税／	18
(3) 源泉分離課税／	18
(4) 申告不要制度／	18
② 所得の種類に応じた課税方式	19
<b>V 課税所得金額・所得税額の計算</b>	20
① 課税所得金額の計算	20
② 所得税額の計算	21
<b>VI 所得税及び復興特別所得税の確定申告</b>	23

## 第3章 利子所得

I 利子所得の範囲	26
① 利子所得の範囲	26
(1) 預貯金の利子／	26
(2) 公社債の利子／	26
(3) 合同運用信託の収益の分配金／	26
(4) 公社債投資信託の収益の分配金／	27
(5) 公社債等で運用される公社債等運用投資信託の収益の分配金／	27
② 雜所得に該当する場合	27
II 利子所得の金額の計算	28
III 収入の時期	28
IV 課税方式と課税の特例	29
① 原則（源泉分離課税）	29
② 課税の特例（申告分離課税）	30
(1) 申告分離課税／	30
(2) 特定公社債等に係る利子所得の申告分離課税／	30
(3) 国外で発行された公社債等の利子所得の申告分離課税／	30
③ 申告不要の特例	31
④ 申告不要となる特定公社債等の範囲	31
⑤ 利子所得の非課税	32
⑥ 同族会社の株主等が同族会社から支払を受ける社債利子	32
V 利子所得と雑所得の所得区分が争われた裁決例	35

●シンガポール共和国に所在する外国銀行の Deposits から生じた利子が、雑所得と利子所得のいずれに該当するかが争われた裁決例（平成25年7月8日裁決）

## VII 利子所得と一時所得の所得区分が争われた裁決例 ..... 43

●オーストラリアに所在する銀行から支払を受けた国外預金利子について、これを一時所得として主張する納税者の主張が斥けられ、利子所得に該当すると判断された裁決例（平成 25 年 2 月 20 日裁決）

## VII 所得区分の判断ポイント ..... 48

- ① 外国銀行の利息の申告漏れに注意 ..... 48
- ② 雑所得に該当する利子収入の整理 ..... 49
- ③ 同族会社が発行した社債利子 ..... 49

## 第4章 配当所得

### I 配当所得の範囲 ..... 52

- ① 通常の配当所得 ..... 52
- ② みなし配当所得 ..... 52
  - (1) みなし配当所得のあらまし／ 52
  - (2) みなし配当所得の具体的な計算例／ 52

### II 配当所得の金額の計算 ..... 54

- ① 配当所得の金額 ..... 54
- ② 負債の利子 ..... 54

### III 収入の時期 ..... 54

### IV 配当所得における課税の特例 ..... 55

- ① 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の特例 ..... 55
  - (1) 総合課税との選択適用／ 55
  - (2) 配当控除の不適用／ 56
- ② 申告不要の特例 ..... 57
- ③ 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率等の特例 ..... 57

④ 相続財産に係る非上場株式を発行会社に譲渡した場合の みなし配当課税の特例	57
(1) 個人が非上場株式を発行法人に譲渡した場合はみなし配当 所得として課税／57	
(2) 相続人の場合におけるみなし配当課税の特例／58	
(3) 株式等に係る譲渡所得課税／58	
(4) 特例適用のための手続／58	
V 配当控除	59
① 配当控除を受けることができる配当所得	59
② 配当控除額の計算	59
VI 配当所得と不動産所得の所得区分が争われた裁判例	60
●米国 LLC から生じた損益の帰属と分配金の所得区分が争われた裁判例（さいたま地裁平成 19 年 5 月 16 日判決、東京高裁平成 19 年 10 月 10 日判決）	
VII 配当所得と相続税の二重課税かが争われた裁判例	69
●死亡脱退組合員への持分払戻金に対する課税は所得税（配当所得）と相続税の二重課税に該当するか否か等が争われた裁判例（東京地裁平成 20 年 7 月 15 日判決、東京高裁平成 20 年 11 月 27 日判決）	
VIII 所得区分の判断ポイント	77
① VI の裁判例	77
② VII の裁判例	80

## 第 5 章 不動産所得

I 不動産所得の範囲	88
① 不動産所得の意義	88

(1) 不動産所得とは／88	
(2) 事業所得・譲渡所得との区分／88	
② 不動産所得と類似する所得との区分	88
③ 臨時所得に該当するもの	90
<b>II 不動産所得の金額の計算</b>	91
① 不動産所得の金額	91
② 青色申告	91
(1) 青色申告における要件／91	
(2) 青色申告特別控除／91	
(3) 記載要件／92	
③ 臨時所得	92
<b>III 収入の時期</b>	93
<b>IV 必要経費</b>	95
① 必要経費の計算	95
② 事業的規模とそれ以外の規模の取扱いの差異	96
(1) 資産損失の必要経費算入／96	
(2) 貸倒損失／96	
(3) 貸倒引当金／97	
(4) 事業専従者給与等／97	
(5) 青色申告特別控除／97	
(6) 確定申告における延納に係る利子税／97	
③ 家事費及び家事関連費の必要経費不算入	97
(1) 居住者が支出する家事上の経費及び家事関連費／97	
(2) 家事関連費で必要経費に算入できる金額／97	
④ 生計を一にする親族に支払う給料、賃借料等	98
⑤ 借地権の更新料の支払をしたとき	98
<b>V 損失が生じた場合の特例</b>	99
① 不動産所得の損益通算の特例	99
(1) 負債の利子が損失の金額を超える場合／99	
(2) 負債の利子の額が損失の金額以下である場合／100	

(3) 土地と建物を一括して借入金で取得した場合の土地等に係る 負債の利子の額／100	
<b>② 有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の 所得計算の特例</b> ..... 100	
<b>③ 特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例</b> ..... 100	
(1) 対象組合契約の範囲／101	
(2) 対象から除かれる特定組合員の範囲／101	
(3) 特定組合員の判定時期／101	
<b>④ 特定組合事業の不動産所得の損失の金額</b> ..... 102	
<b>⑤ 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例</b> ..... 102	
■ 国外不動産所得の損失の金額の範囲 ..... 102	
<b>VI 不動産所得と一時所得の所得区分が争われた裁判例</b> .....	104
<p>●ショッピングセンターの賃貸借契約の中途解約により取得した 残存期間の賃料相当額は不動産所得かが争われた裁判例（東京 地裁平成23年3月23日判決、東京高裁平成23年10月 19日判決、最高裁平成24年3月30日決定）</p>	
<b>VII 不動産所得の必要経費性が争われた裁判例</b> .....	111
<p>●使用賃借の賃料は、不動産所得の収入金額と認められず、こ れに係る経費は必要経費に算入されるかが争われた裁判例（東 京地裁平成23年1月28日判決、東京高裁平成23年7月 19日判決、最高裁平成25年1月25日決定）</p>	
<b>VIII 債務免除益の所得区分が争われた裁判例</b> .....	117
<p>●賃貸用に供される建物の建築資金として借り入れた資金の債務 免除益が不動産所得の収入金額に該当するかが争われた裁判例 (東京地裁平成30年4月19日判決)</p>	
<b>IX 所得区分の判断ポイント</b> .....	122

## 第6章 事業所得

I	事業所得の範囲	124
II	事業所得の金額の計算	126
III	収入の時期	126
IV	必要経費に算入すべき金額	129
V	事業所得と給与所得の所得区分が争われた裁判例	129
●弁護士会の無料相談の対価として支給された日当は事業所得と給与所得のいずれに該当するかが争われた裁判例（京都地裁平成20年10月21日判決、大阪高裁平成21年4月22日判決、最高裁平成22年6月1日決定）		
VI	事業所得と一時所得の所得区分が争われた裁判例	136
●弁護士事務所移転に伴い受領した立退料名目の金員は事業所得と一時所得のいずれに該当するかが争われた裁判例（東京地裁平成25年1月25日判決、東京高裁平成26年2月12日判決、最高裁平成27年3月5日決定）		

VII	所得区分の判断ポイント	143
①	法令等の考え方と最高裁昭和56年判決による事業所得の判断基準	143
②	事業所得と関連する他の所得区分の判断基準	145
(1)	給与所得と事業所得の区分／145	
(2)	不動産所得と事業所得の区分／146	
(3)	譲渡所得と事業所得の区分／147	
(4)	一時所得と事業所得の区分／148	
(5)	雑所得と事業所得の区分／149	
③	VとVIの裁判例における事業所得の判断基準	150
(1)	Vの裁判例（弁護士会の無料相談の対価として支給された	

日当が事業所得と給与所得のいずれに該当するか争われた裁判) / 150

(2) VIの裁判例(弁護士事務所移転に伴い受領した立退料名目の金員が事業所得と一時所得のいずれに該当するか争われた裁判) / 152

## 第7章 給与所得

I 給与所得の範囲 .....	156
① 給与所得の定義 .....	156
② ストックオプション .....	157
(1) ストックオプションの種類と課税関係 / 157	
(2) 税制適格ストックオプション / 157	
(3) 信託型ストックオプション / 159	
③ 給与所得と事業所得との区分 .....	159
(1) 給与所得と事業所得 / 159	
(2) 「雇用契約に類する原因」の確認 / 160	
II 給与所得の金額の計算 .....	161
① 給与所得の金額の計算 .....	161
② 給与所得控除 .....	162
③ 給与所得者の特定支出控除と所得金額調整控除 .....	162
III 収入の時期 .....	163
IV 原則的課税方式と確定申告が必要な場合 .....	165
V 給与所得と一時所得の所得区分が争われた裁判例 .....	165

●米国親会社から付与されたストックオプションが給与所得に該当するのか、一時所得に該当するのかが争われた裁判例(東京地裁平成15年8月26日判決、東京高裁平成16年2月19日判決、最高裁平成17年1月25日判決)

VI 給与所得の該当性が争われた裁判例	173
---------------------	-----

●従属性要件が希薄な場合でも非独立性が明らかであれば給与所得に該当するとされた裁判例（東京地裁平成25年4月26日判決、東京高裁平成25年10月23日判決、最高裁平成27年7月7日決定）

VII 所得区分の判断ポイント	182
-----------------	-----

## 第8章 退職所得

I 退職所得の範囲	186
① 退職所得の意義	186
② 退職所得とみなす一時金	186
II 退職所得の金額の計算	187
① 一般退職手当等の場合	187
(1) 退職所得の金額（原則）／187	
(2) 退職所得の金額（障害者基因）／187	
(3) 退職所得の受給に関する申告書／187	
(4) 退職所得控除額／187	
② 短期退職手当等の場合（令和4年以後適用）	188
(1) 収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合／188	
(2) 収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合／188	
(3) 短期退職手当等／188	
(4) 具体例／188	
③ 特定役員退職手当等	189
(1) 特定役員退職手当等の意義／189	
(2) 具体例／189	
III 収入の時期	190
IV 課税方式と課税の特例	190

① 課税方式 .....	190
② 手 続 .....	191
(1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した者／191	
(2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない者／191	
(3) 住民税の特別徴収／191	
(4) 退職所得の源泉徴収票／191	

## V 退職所得と給与所得の所得区分が争われた裁判例(1) ... 191

● 5年経過ごとに退職金として支払った金額は退職所得か給与所得かが争われた裁判例（東京地裁昭和 51 年 10 月 6 日判決、東京高裁昭和 53 年 3 月 28 日判決、最高裁昭和 58 年 9 月 9 日判決）

## VI 退職所得と一時所得の所得区分が争われた裁判例 ..... 197

● 適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行する際の一時金は退職所得か一時所得かが争われた裁判例（さいたま地裁平成 21 年 1 月 28 日判決、東京高裁平成 21 年 7 月 1 日判決、最高裁平成 21 年 12 月 3 日決定）

## VII 退職所得と給与所得の所得区分が争われた裁判例(2) ... 205

● 使用人から執行役への就任に伴い打切り支給した退職給与の所得区分は退職所得か給与所得かが争われた裁判例（大阪地裁平成 20 年 2 月 29 日判決、大阪高裁平成 20 年 9 月 10 日判決）

VIII 所得区分の判断ポイント .....	210
① Vの裁判例 .....	210
② VIの裁判例 .....	211
③ VIIの裁判例 .....	212
④ 上記裁判例から探る退職所得の判断基準 .....	214

## 第9章 山林所得

I	山林所得の範囲	216
①	山林所得とは	216
②	山林所得が課税される特殊な場合	216
II	山林所得の金額の計算	217
①	山林所得の金額	217
②	総収入金額	217
③	必要経費	217
	(1) 原価計算による方法／218	
	(2) 必要経費の特例／218	
④	山林所得の特別控除額	218
⑤	青色申告特別控除額	218
⑥	税額の計算方法	219
III	収入の時期	219
IV	山林所得における課税の特例	220
①	森林計画特別控除の特例	220
②	収用等により山林を譲渡した場合の特例	220
	(1) 5,000万円の特別控除の特例／220	
	(2) 代替資産を取得した場合の課税の特例／220	
③	山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例	221
④	保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例	221
V	山林所得と譲渡所得の所得区分が争われた裁決例	222
●立木に係る補償金が山林所得と認められなかった裁決例（令和3年6月28日裁決）		
VI	所得区分の判断ポイント	226
①	裁決例をもとにした判断基準（山林所得・譲渡所得）	226
	(1) 裁決例から考えられる判断基準／226	

(2) 裁決例についての考察／	227
<b>② 裁決例以外の判断基準</b>	<b>227</b>
(1) 山林の保有期間による所得区分（山林所得・事業所得・雑所得）／	227
(2) 山林所得の基因となる山林とその他の山林とがある場合の所得区分（山林所得・事業所得・雑所得）／	227
(3) 山林とともに土地を譲渡した場合の所得区分（山林所得・譲渡所得）／	228
(4) 自己が育成した山林を伐採し製材して販売する場合の所得区分（山林所得・事業所得）／	228

## 第 10 章 譲渡所得

<b>I 譲渡所得の範囲</b>	<b>230</b>
① 通常の譲渡所得	230
② みなし譲渡所得	230
③ 譲渡所得の対象とならない資産の譲渡の場合は、譲渡所得以外の所得	231
④ 課税されない譲渡所得	231
<b>II 譲渡所得の金額の計算</b>	<b>232</b>
① 分離課税と総合課税	232
② 分離課税となる土地・建物等の譲渡所得	232
③ 分離課税となる株式等の譲渡所得	232
④ 総合課税となる譲渡所得	233
⑤ 長期譲渡所得と短期譲渡所得	234
<b>III 譲渡所得における課税の特例</b>	<b>234</b>
① 有価証券の譲渡の特例	234
② 分離課税となる土地・建物等の譲渡の特例	235
<b>IV 譲渡所得の金額の計算</b>	<b>235</b>

<b>① 収入の時期（譲渡の日）・収入金額</b>	235
(1) 収入の時期（譲渡の日）	/ 235
(2) 収入金額	/ 236
<b>② 譲渡所得の必要経費</b>	236
(1) 通常の取得日	/ 236
(2) 特定の定めのある取得の日	/ 237
(3) 取得費	/ 237
(4) 譲渡費用	/ 237
<b>V 譲渡所得と雑所得の所得区分が争われた裁判例(1)</b>	238
●匿名組合契約に基づく利益の分配金は譲渡所得か雑所得かが争われた裁判例（東京地裁平成19年6月22日判決、東京高裁平成19年10月30日判決）	
<b>VI 譲渡所得と雑所得の所得区分が争われた裁判例(2)</b>	248
●税理士業務を税理士法人に譲渡した対価は譲渡所得か雑所得かが争われた裁判例（静岡地裁平成25年5月10日判決、東京高裁平成25年10月10日判決）	
<b>VII 所得区分の判断ポイント</b>	259
<b>① Vの裁判例の判断基準</b>	259
(1) 任意組合と匿名組合の所得区分	/ 259
(2) 本判決の判断基準	/ 264
<b>② VIの裁判例の判断基準</b>	266
(1) 本判決の判断基準	/ 266
(2) 検討「個人の税理士業務の譲渡行為はすべて雑所得に該当するのか」	/ 268
<b>③ 譲渡所得と他の所得区分の判断基準</b>	270
(1) 所得区分が争われた裁判例	/ 270
(2) 譲渡所得と他の所得との区分の判断基準	/ 272

# 第 11 章 一時所得

I	一時所得の範囲	276
II	一時所得の金額の計算	276
①	一時所得の金額	276
②	総収入金額	277
(1)	賞品等による収入金額／	277
(2)	株式を取得する権利による収入金額／	278
③	収入を得るために支出した金額	278
④	特別控除額	279
III	収入の時期	279
IV	一時所得の損失の取扱い	280
V	一時所得と雑所得の所得区分が争われた裁判例(1)	280

●馬券払戻金の所得区分及び外れ馬券の必要経費性が争われた裁判例（東京地裁平成 27 年 5 月 14 日判決、東京高裁平成 28 年 4 月 21 日判決、最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決）

VI	一時所得と雑所得の所得区分が争われた裁判例(2)	287
----	--------------------------	-----

●馬券の的中によって得た払戻金の所得区分が争われた裁判例（大阪地裁令和 3 年 1 月 14 日判決、大阪高裁令和 3 年 9 月 16 日判決）

VII	一時所得と不動産所得の所得区分が争われた裁判例	294
-----	-------------------------	-----

●不動産賃付業に係る債務の免除益の所得区分が争われた裁判例（福岡地裁平成 29 年 11 月 30 日判決、福岡高裁平成 30 年 11 月 27 日判決）

VIII	所得区分の判断ポイント	302
------	-------------	-----

①	営利を目的とする継続的な行為とは	302
---	------------------	-----

(1) 営利を目的とする継続的な行為として雑所得とされた事例／	303
(2) 営利を目的とする継続的な行為と認定されず一時所得とされた事例／	303
(3) 判断基準／	304
<b>② 「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」とは</b>	305
(1) 要件の意味／	305
(2) 判断基準／	306

## 第12章 雜 所 得

<b>I 雜所得の範囲</b>	308
① 雜所得の定義	308
② 公的年金等及び業務に係る雑所得以外の所得の具体例	308
③ 事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するものの具体例	310
<b>II 雜所得の区分</b>	310
① 「公的年金等」に該当するもの	311
② 「業務」に該当するもの	311
③ その他（業務に係る雑所得以外）	311
<b>III 雜所得の金額の計算</b>	312
① 公的年金等	312
② 業務	312
③ その他（業務に係る雑所得以外）	312
<b>IV 生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算</b>	312
<b>V 相続等により取得した生命保険契約等に基づき支払を受ける年金に係る雑所得の計算</b>	313

VI 収入の時期 .....	314
① 公的年金等 .....	314
② 上記以外のもの .....	314
③ 現金主義の特例 .....	315
VII 雑所得と一時所得の所得区分が争われた裁判例 .....	315

●特約年金支給開始後に将来の年金の一部に代えて支払われた一時金について、雑所得か一時所得かが争われた裁判例（横浜地裁平成26年3月12日判決、東京高裁平成26年8月21日判決、最高裁平成27年10月13日決定）

VIII 雑所得と事業所得の所得区分が争われた裁判例 .....	322
----------------------------------	-----

●外国通貨により他の外国通貨を取得した取引における為替差損益を雑所得として認識すべきかどうかが争われた裁判例（東京地裁令和4年8月31日判決）

IX 所得区分の判断ポイント .....	328
① 雜所得と一時所得 .....	328
(1) 上記VIIの裁判例における判断基準／329	
(2) 例外的な判断基準／330	
② 雜所得と事業所得 .....	331
(1) 雜所得か事業所得かの判断基準／331	
(2) 上記VIIIの裁判例における判断基準／332	
③ 給与所得と雑所得 .....	333

# 凡　例

本書では、法令・通達について、かっこ内において以下のように省略している。

正式名称	略称
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
租税特別措置法	措法
租税特別措置法施行令	措令
租税特別措置法施行規則	措規
国税通則法	通則法
相続税法	相法
地方税法	地法
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	復興財確法
所得税基本通達	所基通
租税特別措置法関係通達	措通
財産評価基本通達	評基通

(例) 所得税法第 28 条第 3 項第 1 号 ➔ 所法 28 ③一

# 第1章

# 所得税の基礎知識

# I 納税義務者

所得税法では、所得税の納税義務者を居住者・非居住者・内国法人・外国法人の4つのグループに分けて、それぞれに納税義務を定めているが（所法2①）、本節では原則的な納税義務者である居住者と非居住者について課税所得の範囲を確認する（所法5）。

## ① 居住者の課税所得の範囲

居住者とは、日本国内に住所があるか又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいう（所法2①三）。

なお、居住者は、「非永住者以外の居住者」と「非永住者」に分かれる。

### (1) 非永住者以外の居住者

非永住者以外の居住者は、所得の生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して所得税が課税され、一般的にはほとんどがこのケースに該当する。

### (2) 非永住者

非永住者とは、居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう（所法2①四）。

非永住者は、所得税法に規定する国外で生じた所得（国外源泉所得）以外の所得と、国外源泉所得で日本国内において支払われ、又は日本国内に送金されたものに対して所得税が課税される。

## ② 非居住者の課税所得の範囲

居住者以外の個人は、「非居住者」という（所法2①五）。非居住者は、日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って所得税が課税される。上記の居住者と非居住者の関係をまとめると、図表1-1のようになる。

■図表1-1 居住者と非居住者の関係

個人の区分		定義	課税所得の範囲
居住者	非永住者以外の居住者	次のいずれかに該当する個人のうち非永住者以外の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所を有する者</li> <li>・日本国内に現在まで引き続き1年以上居所を有する者</li> </ul>	国内及び国外において生じたすべての所得（所法5①）
	非永住者	居住者のうち、次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国籍を有していない者</li> <li>・過去10年以内において、日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である者</li> </ul>	国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で日本国内において支払われ、又は国外から送金されたもの（所法5①）
非居住者		居住者以外の個人	国内源泉所得（所法5②）

## II　納税地

所得税の確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出することになっている。

### ① 国内に住所がある者

国内に住所がある者は、その者の住所地が納税地になる（所法15一）。

住所とは生活の本拠をいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定される（所基通2-1）。

## ② 国内に住所はないが居所がある者

国内に住所はないが居所がある者は、その者の居所地が納税地になる（所法15二）。

一般的に居所とは、相当期間継続して居住しているものの、その場所との結び付きが住所ほど密接でないもの、つまり、そこがその者の生活の本拠であるというまでには至らない場所をいうものとされている。

## ③ 納税地の特例

納税地には、次の特例がある。

### (1) 納税地の選択

国内に住所地以外に居所の他に事業所等がある場合には、住所地等に代えてその事業所等の所在地を納税地にすることができる（所法16①・②）。

### (2) 死亡した者の確定申告をする場合

死亡した者の確定申告をする場合には、相続人の納税地ではなく、死亡した者の死亡時の納税地となる（所法16③）。

## III 非課税所得

所得税は、納税義務者に帰属するすべての所得に対して課税することを原則としているが、所得の中には社会政策その他の見地から所得税を課さないものがあり、これを「非課税所得」という（所法9、措法4他）。

非課税所得は、所得税法及び租税特別措置法のほか、その他の法律に規定されている。

非課税所得は、所得金額の計算から除外されるため、非課税の適用を受けるための手続は原則として必要ない。

なお、非課税所得について損失が生じても、その損失はなかったものとみなされる。

非課税所得には、図表1-2に掲げるものがある。

■図表1-2 所得税及び租税特別措置法による主な非課税所得

区分	非課税所得の項目及び内容
利子・配当 所得関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の少額預金の利子（所法10）</li> <li>・勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等（措法4の2）</li> <li>・勤労者財産形成年金貯蓄の利子等（措法4の3）</li> <li>・納税準備預金の利子（措法5）</li> <li>・オープン型証券投資信託の特別分配金（所法9①十一、所令27）</li> <li>・非課税口座内・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当等（いわゆる「NISA、ジュニアNISA」）（措法9の8、9の9）</li> </ul>
給与所得・ 公的年金関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者や遺族等の受け取る恩給・年金等（所法9①三、所令20）</li> <li>・給与所得者に支給される一定の旅費・限度額内の通勤手当・職務の遂行上必要な現物給与（所法9①四～六、所令20～21）</li> <li>・国外で勤務する者の受ける一定の在外手当（所法9①七、所令22）</li> <li>・外国政府・国際機関等に勤務する外国政府職員等が受ける給与所得（所法9①八、所令23、24）</li> <li>・文化功労者年金法の規定による年金等（所法9①十三）</li> <li>・特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益（いわゆる「税制適格ストック・オプション」（措法29の2））</li> </ul>
譲渡（山林）所得関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に通常必要な動産の譲渡による所得（所法9①九、所令25）</li> <li>・資力喪失の場合の強制換価手続による譲渡による所得等（所法9①十、所令26）</li> <li>・非課税口座内・未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等（いわゆる「NISA、ジュニアNISA」）（措法37の14、37の14の2）</li> <li>・国や地方公共団体等に財産を寄附した場合の譲渡所得等（措法40）</li> </ul>

区分	非課税所得の項目及び内容
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内廷費及び皇族費（所法9①十二）</li> <li>・オリンピック・パラリンピックにおいて優秀な成績を収めた者に財団法人日本オリンピック委員会等から交付される金品（所法9①十四）</li> <li>・学資金及び扶養義務を履行するため給付される金品（所法9①十五、所令29）</li> <li>・国又は地方公共団体が行う保育・子育て助成事業により、保育・子育てに係る施設・サービスの利用に要する費用に充てるために給付される金品（所法9①十六）</li> <li>・相続・遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（所法9①十七）</li> <li>・心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて取得する保険金・損害賠償金・慰謝料等（所法9①十八、所令30）</li> <li>・公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し取得する金銭等（所法9①十九）</li> <li>・都道府県・市区町村から、消費税率の引上げに際して低所得者に配慮する観点から支払われる一定の給付金（措法41の8、措規19の2）</li> </ul>

（出典） 国税庁タックスアンサーNo.2011

## IV 青色申告制度

### ① 青色申告の役割

我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採用している。

1年間（1月1日から12月31日までの間）に生じた所得金額を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記帳し、取引に伴い作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要がある。

一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする者については、所得金額の計算等について有利な取扱いが受けられる青色申告の制度がある。

なお、青色申告をすることができる者は、不動産所得・事業所得・山林所得のある者に限定されている（所法 143）。

## ② 青色申告者の帳簿書類とその保存

青色申告の記帳は、年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記によることが原則であるが、現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳のような帳簿を備え付けて簡易な記帳をするだけでもよいことになっている（所法 148、所規 56）。

これらの帳簿及び書類等は、原則として 7 年間保存することとされているが、請求書・見積書・納品書・送り状等の書類は 5 年間でよいことになっている（所法 148、所規 63）。

## ③ 青色申告の特典

青色申告の主な特典は、次のとおりである。

### (1) 青色申告特別控除

#### ① 不動産所得者又は事業所得者

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高 55 万円（令和元年以前は最高 65 万円）を控除する（措法 25 の 2）。

#### ② 上記①以外の者

上記①以外の青色申告者については不動産所得・事業所得及び山林所得を通じて最高 10 万円を控除する。

## (2) 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している者に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができる（所法57①）。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける者は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれない。

## (3) 貸倒引当金（一括評価）

事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その事業の遂行上生じた売掛金・貸付金等の資金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における資金の帳簿価額の合計額の5.5%以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額が必要経費として認められる（所法52②、所令145①）。

## (4) 純損失の繰越しと繰戻し

### ① 純損失の繰越し

事業所得等に損失（赤字）の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたり繰り越して、各年分の所得金額から控除する（所法70①、70の2①）。

### ② 純損失の繰戻し還付

前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を生じた年の前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることができる（所法140、141）。

## (5) 青色申告承認申請書の提出期限

### ① 原則

新たに青色申告の申請をする者は、その年の3月15日までに「青色申告

承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（所法144）。

② 新規開業した場合（その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合）

業務を開始した日から2か月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（所法144かつこ書）。

③ 相続により業務を承継した場合

その年の1月16日以後に業務を承継した場合は、業務を承継した日から2か月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ただし、青色申告をしていた被相続人の業務を承継した場合は、被相続人の死亡による準確定申告書の提出期限である相続の開始を知った日の翌日から4か月以内（ただし、その期限が青色申告の承認があったとみなされる日後に到来するときは、その日）までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（所基通144-1）。

■図表1-3 青色申告承認申請書の提出期限一覧

区分		青色申告承認申請書の提出期限
イ	原則	青色申告の承認を受けようとする年の3月15日
ロ	新規開業した場合（その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合）	業務を開始した日から2か月以内
ハ	被相続人が白色申告者の場合（その年の1月16日以後に業務を承継した場合）	業務を承継した日から2か月以内
ニ	被相続人が青色申告者の場合（死亡の日がその年の1月1日から8月31日）	死亡の日から4か月以内
ホ	被相続人が青色申告者の場合（死亡の日がその年の9月1日から10月31日）	その年12月31日
ヘ	被相続人が青色申告者の場合（死亡の日がその年の11月1日から12月31日）	翌年2月15日

これらのこととを表にすると、図表1－3のようになる。

④ 廃業等により青色申告を取りやめる場合

事業の廃止等により青色申告書による所得税の申告を取りやめる場合は、取りやめようとする年の翌年3月15日までに「所得税の青色申告の取りやめ届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（所法151）。

## 編著者略歴

### T H 会

平成 4 年に資産税関係を中心に判例研究会として、顧問：平川忠雄税理士、世話人代表：安部勝一税理士により創設され、その後に世話人：中島孝一税理士・西野道之助税理士などが参加して現在に至る。

### 上原 頸 (うえはら・あきら)

第 1 章・第 2 章・第 12 章 雜所得担当

現在 上原税理士事務所 所長、MJS 税経システム研究所 客員研究員、  
T H 会 世話人代表

#### 【著書等】

- ・『相続対策 選択ガイドブック』(新日本法規出版・共著)
- ・『業種別税務・会計実務処理マニュアル』(新日本法規出版・共著)
- ・『重要税務相談シリーズ3 医療機関の税務編』(大蔵財務協会・共著)
- ・『税務聴明事典《クロスセクション編》』(ぎょうせい・共著)

### 若山 寿裕 (わかやま・としひろ)

第 3 章 利子所得担当

現在 税理士法人 TOC 英和 社員税理士

#### 【著書等】

- ・『令和 6 年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』(日本法令・共著)
- ・『民事信託実務ハンドブック』(日本法令・共著)
- ・『[最新] 賃上げ促進税制のすべて』(日本法令・共著)
- ・『目的別 相続対策 選択ガイドブック』(新日本法規出版・共著)
- ・『家事関連費を中心とした必要経費の実務』(税務研究会・共著) ほか

## **天野 智充 (あまの・ともみつ)**

第4章 配当所得担当

現在 天野智充税理士事務所 所長

### [著書等]

- ・『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)
- ・『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』(日本法令・共著)
- ・『株式会社の減資の税務と登記手続』(日本法令・共著)ほか

## **平澤 勝 (ひらさわ・まさる)**

第5章 不動産所得担当

現在 平澤勝税理士事務所 所長、日本税務会計学会 税法部門常任委員、東京税理士会相談委員・資産税担当

### [著書等]

- ・『実務家が押さえておきたい 事業承継対策のリスクと対応』(新日本法規・共著)
- ・『実務で気になる 法律・会計制度&税務事例 初版～第3版』(清文社・共著)
- ・『税務清明事典《資産課税編》』(ぎょうせい・共著)

## **荒木智恵子 (あらき・ちえこ)**

第6章 事業所得担当

現在 荒木税理士事務所 所長、MJS 税経システム研究所 客員研究員

### [著書等]

- ・『相続税 その時家族はどうする?』(中経出版・共著)
- ・『業種別税務・会計実務処理マニュアル』(新日本法規出版・共著)
- ・『重要税務相談シリーズ3 医療機関の税務編』(大蔵財務協会・共著)

## **岩田 浩一 (いわた・ひろかず)**

### **第7章 給与所得担当**

現在 公認会計士岩田浩一事務所 代表、岩田浩一税理士事務所 代表、  
特定非営利活動法人 日本ナレッジ・マネジメント協会 理事長

#### **[著書等]**

- ・「148 の事例から見た是否認事項の判断ポイント」(税務経理協会・共著)
- ・「内部統制評価基準 評価マニュアル（簡易版対応）」(内部統制評価機構・共著)
- ・「勝ち抜く会社の 500 のポイント」(内部統制評価機構・共著)
- ・「勝ち抜く会社の 800 のポイント」(内部統制評価機構・共著)

## **上田 輝夫 (うえだ・てるお)**

### **第8章 退職所得担当**

現在 辻・本郷税理士法人小田原事務所 社員税理士

#### **[著書等]**

- ・「役員と会社の税務」(大蔵財務協会・共著)
- ・「勘定科目別 消費税の実務手引」(新日本法規出版・共著)
- ・「Q & A 税務調査対策の手引」(新日本法規出版・共著)
- ・「逆転裁決事例精選 50」(ぎょうせい・共著)
- ・「税務聰明事典《資産税編》《クロスセッション編》」(ぎょうせい・共著)
- ・「最新 租税基本判例 80」JTRI 税研 106 (日本税務研究センター)

## **塩野 貴史 (しおの・たかし)**

### **第9章 山林所得担当**

現在 塩野貴史税理士事務所 所長

#### **[著書等]**

- ・「令和 6 年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策」(日本法令・共著)

## **星田 寛 (ほしだ・ひろし)**

### 第 10 章 謙譲所得担当

現在 公益財団法人 公益法人協会相談室 専門委員、租税法学会員、  
日本成年後見法学会員、信託法学会員

#### 【著書等】

- ・『税務清明事典《クロスセッション編》』(ぎょうせい・共著)
- ・『賃貸アパート・マンションの民事信託実務』(日本法令・協力)
- ・『成年後見・民事信託の実践と利用促進』(日本加除出版・共著)

## **高野 雅之 (たかの・まさゆき)**

### 第 11 章 一時所得担当

現在 税理士法人スバル合同会計 長岡事務所 所長

#### 【著書等】

- ・『令和 6 年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』(日本法令・共著)
- ・『目的別 相続対策 選択ガイドブック』(新日本法規出版・共著)
- ・『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)
- ・『業種別税務・会計実務処理マニュアル』(新日本法規出版・共著)